

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会 定款 (2013/12/6一部変更)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、会員相互の親睦と連携を強化し、東京薬科大学および当法人の発展のため、当法人ならびに東京薬科大学との連携を密にして相互扶助の実を図り、あわせて会員および東京薬科大学学生の福祉に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦・交流に関する事業
- (2) 会員に共通する学術に関する事業
- (3) 会報の発行配布その他印刷物の刊行
- (4) 会員の荣誉顕彰
- (5) 奨学金の貸与
- (6) その他当法人の目的達成に必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人に次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事
- (3) 理事会
- (4) 監事

第2章 会員および社員

(会員の種別および資格)

第6条 当法人は、次に定める会員をもって組織する。

- (1) 一般会員 東京薬学校、東京薬学専門学校、東京薬学専門学校女子部、東京薬科大学の卒業生および東京薬科大学大学院修了生ならびに東京薬科大学を中途退学した者で東京薬科大学大学院または他の大学院へ飛び級入学をした者

- (2) 正会員 (1) に記載の者で本定款第 8 条で定める会費を支払った者
- (3) 特別会員 (1) に記載の者を除く東京薬科大学教育職員、東京薬科大学大学院教育職員および当法人ならびに東京薬科大学東薬会に特に縁故ある者で当法人の理事会の決議により推薦された者
- (4) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、当法人に金品等を寄付した者または団体および当法人の運営などについて特に功勞のあった者または団体で、当法人の理事会の決議により推薦された者または団体

(入 会)

第 7 条 当法人の正会員となるには、本定款第 8 条で定める会費を支払うとともに、当法人所定の様式による入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める額の会費(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第 2 7 条の経費を含む。)を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本人から書面による退会の意思表示があったとき
 - (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
 - (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 会員である団体が解散したとき
- 2 正会員は、正当な理由なく、2年間継続して会費を滞納したとき、正会員としての資格を喪失し、一般会員となる。
- 3 会員に当法人の秩序を乱す行為、または著しく当法人の名誉を毀損する行為のあったときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、この者を除名することができる。

(正会員の権利)

第 10 条 正会員は、一般社団・財団法人法上の社員(以下、「社員」という。)の有する次の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第 1 4 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般社団・財団法人法第 3 2 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般社団・財団法人法第 5 0 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (4) 一般社団・財団法人法第 5 2 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 一般社団・財団法人法第 5 7 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 一般社団・財団法人法第 1 2 9 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

2 会費を滞納した正会員は、原則として滞納している期間、前項に定める権利を行使することができない。

(社員の選出)

第11条 当法人は、本定款および当法人が別に定める規則により、正会員の中から社員を選出するための選挙を行うものとする。

2 当法人は前項に基づき、理事会で承認された支部ならびに卒業年次別および修了年次別のクラス会ごとに、正会員の互選によって社員を選出する。

3 正会員は前項の社員選出のための選出権および被選出権を有する。

4 各支部および各年次別のクラス会ごとに選出される社員の人数は、社員総会で別に定める細則による。

(社員の任期)

第12条 社員の任期は、選出された日の属する事業年度の翌事業年度の4月1日から2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 社員が社員総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員了解任の訴え(一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員はその社員たる地位を失わない。ただし、当該社員は、役員を選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする。

3 任期満了前に退任した社員の補欠として選出された社員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された社員の任期は、他の社員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠の社員の予選)

第13条 社員が欠けた場合または社員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の社員を選出することができる。当該社員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 前項の補欠の社員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の社員である旨

(2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の社員の補欠の社員として選出するときは、その旨および当該特定の社員の氏名

(3) 同一の社員(2以上の社員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の社員)につき2人以上の補欠の社員を選出するときは、当該補欠の社員相互間の優先順位

- 3 第1項の補欠の社員の選出の効力は、選出された日の属する事業年度の翌事業年度の4月1日から2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の末日までとする。

(社員資格の得喪)

第14条 社員が本定款第9条の規定により正会員たる資格を喪失したときは、社員の資格を喪失する。

(社員名簿)

第15条 当法人は、会員および社員の氏名または名称および住所を記載または記録した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員・社員名簿をもって一般社団・財団法人法第31条の社員名簿を兼ねる。

- 2 当法人の会員および社員に対する通知または催告は前項の会員・社員名簿に記載または記録された住所(当該会員または社員が別に通知または催告を受ける場所または連絡先を当法人に通知した場合にあっては、その場所または連絡先)にあてて発するものとする。

第3章 社員総会

(種類)

第16条 当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 社員総会は、社員をもって構成する。

(決議事項)

第18条 社員総会は一般社団・財団法人法および本定款に定める事項の他、次の事項を決議することができる。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事の選任および解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画および予算の承認
 - (5) 会費の決定
 - (6) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (7) 合併および解散に関する事項
- 2 前項第4号の事業計画および予算については、毎事業年度開始日の前日までに社員総会の承認を受けなければならない。ただし、当該事業年度開始日の前日までに承認を受けられない場合は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで直前の事業年度の予算に準じて業務を執行することができる。

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要あるときに随時これを開催する。

(招集手続)

第20条 社員総会を招集するには、社員総会の日の前1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者および議長)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除く他、理事会の決議によって会長がこれを招集し、議長となる。

2 会長に欠員または事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副会長が社員総会を招集し、議長となる。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第23条 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第49条第2項に定める特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第24条 社員は、当法人の議決権を有する他の社員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した社員の中からその総会において選出された議事録署名人2名がこれに署名または記名押印もしくは電子署名を行う。

第4章 理事および理事会

(理事の員数)

第26条 当法人の理事は5名以上30名以内とする。

(理事の選任方法)

第27条 理事は、社員総会において選任する。

- 2 理事の選任は、社員総会において、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠としてまたは増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の残存期間と同一とする。

(退任理事の権利義務)

第29条 理事が任期満了または辞任により定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第30条 理事の解任は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代表理事および役付理事)

第31条 理事会は、その決議によって理事の中から代表理事1名を選定する。

- 2 代表理事は会長とし、会務を総理する。
- 3 理事会は、その決議によって理事の中から副会長4名以内を選定する。
- 4 副会長は会長を補佐する。

(報酬等)

第32条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、社員総会の決議によって定める。

(理事会)

第33条 理事会は、法令に格段の定めのある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会長に欠員または事故があるときは、理事会において、あらかじめ定めた順序に従って副会長が理事会を招集し、議長となる。
- 3 会長、副会長そのほか業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会の招集通知)

第34条 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事および各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催すること

ができる。

(決議事項)

第35条 理事会は、一般社団・財団法人法および本定款に定める事項の他、次の事項を決議することができる。

- (1) 会長、副会長の選定および解職
- (2) 当法人の業務実行に必要な事項の決定
- (3) 社員総会に付議する事項の決定
- (4) 重要な財産の処分および譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任および解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (8) 特別会員および賛助会員として推薦する者またはその団体の決定

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事および監事がこれに署名または記名押印もしくは電子署名を行う。

第5章 監事

(監事の員数)

第38条 当法人の監事は2名以上3名以内とする。

(選任方法)

第39条 監事は、社員総会において選任する。

- 2 監事の選任は、社員総会において、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(監事の職務権限)

第40条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(監事の任期)

第41条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、その退任した監事の任期満了の時までとする。

(退任監事の権利義務)

第42条 監事が任期の満了または辞任により定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の解任)

第43条 監事の解任は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

第44条 監事の報酬等については、社員総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第46条 理事は、毎事業年度、一般社団・財団法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた貸借対照表および損益計算書(以下「計算書類」という。)ならびに事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の計算書類については、社員総会の承認を受け、事業報告については、理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 顧問および相談役

(顧問および相談役)

第48条 当法人に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

第8章 支部会

(支部会の設置)

第49条 当法人は、会員相互の交流をより緊密にするため、理事会の決議により、地域別、職域別に支部会を置く。

- 2 各支部正会員の互選により支部長を選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 支部長は当法人事務局との連絡を緊密にし、支部会員と協力して、原則として年1回の支部会を開催し、その概要を会長に報告する。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第50条 当法人の事業を円滑に運営するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、事業目的を達成するための機関とする。
- 3 委員会の構成、運営その他委員会に関する必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第51条 当法人の事務を処理するため、理事会の決議により、事務局を設け、事務局長および職員を置くことができる。

- 2 事務局長および職員の任免は、理事会の承認を受けた上で、会長が行うものとする。
- 3 理事は事務局長を兼ねることができる。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第52条 当法人の定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解散することができる。

第 1 2 章 情報の管理

(情報の管理)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 詳細については、理事会で別に定める情報管理規定による。

第 1 3 章 附 則

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時社員の氏名および住所)

第56条 当法人の設立時社員の氏名および住所は、次のとおりとする。

設立時社員	1	住所
		氏名 小木 眞如
	2	住所
		氏名 渡部 伯留彦
	3	住所
		氏名 小野田 順子
	4	住所
		氏名 大野 尚仁
	5	住所
		氏名 田村 精子

(設立時役員)

第57条 当法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小木 眞如
設立時理事	渡部 伯留彦
設立時理事	小野田 順子
設立時理事	大野 尚仁
設立時理事	鈴木 芳美
設立時代表理事	小木 眞如
設立時監事	田村 精子
設立時監事	伊奈 郊二

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。